

| | |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 170 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

目 次

規 則

- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3
- 静岡市と外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則
の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市自転車競走在席投票実施規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

教育委員会規則

- 静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 14

告 示

- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め
た告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18



規 則

静岡市規則第50号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年5月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「10万4,570円」を「10万5,130円」に、「5万6,790円」を「5万7,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,290円」を「5万2,570円」に、「2万8,400円」を「2万8,560円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

静岡市規則第51号

静岡市と外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年6月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市と外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

静岡市と外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成15年静岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「静岡市総務局行政管理課内」を「静岡市総務局コンプライアンス推進課内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第52号

静岡市自転車競走在席投票実施規則をここに制定する。

平成29年6月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車競走在席投票実施規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 利用者（第6条—第11条）

第3章 在席投票の実施（第12条—第25条）

第4章 雑則（第26条—第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市が自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）に基づいて施行する自転車競走に係る競輪場又は場外車券売場内に設置された端末機器であつて、勝者投票を行おうとする者を電磁的方法で識別するもの（以下「在席投票端末機」という。）を用いた車券の発売による勝者投票（以下「在席投票」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 在席投票については、法、自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）、静岡市自転車競走実施条例（平成15年静岡市条例第105号）及び静岡市自転車競走実施規則（平成15年静岡市規則第62号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（在席投票の事務）

第3条 市長は、在席投票を実施するため、在席投票端末機器が設置された競輪場又は場外車券売場において、在席投票端末機による車券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務（以下「在席投票事務」という。）を行う。

（在席投票の方式）

第4条 在席投票は、在席投票端末機及び投票を行おうとする者を識別する情報を電磁的方法で記録したカード（以下「電子識別カード」という。）を使用して、市長の管理する電子計算

機（以下「管理サーバ」という。）に車券の購入内容を入力する方式による。

（在席投票事務の委託）

第5条 市長は、在席投票事務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）又は私人に委託することができる。

2 前項の委託を受けた他の地方公共団体、競技実施法人又は私人は、次章から第4章までの規定を遵守し、当該事務を実施しなければならない。

第2章 利用者

（利用の申込み）

第6条 在席投票を利用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用申込書を市長に提出しなければならない。

- （1）住所
- （2）氏名
- （3）生年月日
- （4）電話番号
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の規定による申込みをする者は、運転免許証、旅券その他申込者本人であることを確認するに足りる書類を提示しなければならない。

（在席投票契約）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、在席投票に関する契約（以下「在席投票契約」という。）を締結するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、在席投票を利用することができない。

- （1）法人及び団体
- （2）法第9条及び第10条に規定する者
- （3）成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ない者
- （4）法に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- （5）静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市第11号）第2条第3号の暴力団員等及び同条例第6条第2項の暴力団員の配偶者
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

（電子識別カードの貸与）

第8条 市長は、在席投票の円滑な実施に資するため、前条第1項の規定により在席投票契約

を締結した者（以下「利用者」という。）に対し、電子識別カードを貸与するものとする。

（利用者番号及び暗証番号）

第9条 在席投票契約を締結する際は、市長は電子識別カードに利用者ごとの利用者番号を定め、利用者は所定の方法により電子識別カードの暗証番号を定めて、それぞれ相手方に通知するものとする。

（解約）

第10条 市長は、利用者が、在席投票契約の解約を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、在席投票契約を解約するものとする。

（1）利用申込書に記載された事項が真実でなかったことが判明したとき。

（2）第7条第2項各号のいずれかに該当したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が利用者として不相当と認めたとき。

2 前項の規定により在席投票契約を解約された者は、貸与された電子識別カードを市長に返却しなければならない。

（利用者投票履歴）

第11条 市長は、利用者ごとに、次に掲げる事項を記録した投票履歴を作成するものとする。

（1）第6条第1項の各号に掲げる事項

（2）利用者番号

（3）在席投票の利用年月日

（4）車券の購入内容

第3章 在席投票の実施

（車券）

第12条 車券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

（勝者投票法の種類）

第13条 勝者投票法は、法第11条に掲げるもののうちから、市長が別に定める。

（競走の指定）

第14条 車券を発売する自転車競走は、市長が別に指定する。

（発売の日時）

第15条 在席投票に係る車券の発売は、市長が別に定める日時に行う。

（入金）

第16条 市長は、利用者が購入予定金額の入金を申し出たときは、電子識別カードにより当該利用者を識別し、購入予定金額を管理サーバに入力することで、当該利用者の購入予定金額

を管理サーバに記録するものとする。

2 市長は、利用者の購入予定金額の記録を完了したときは、所定の方法により、記録した購入予定金額を当該利用者に通知するものとする。

(購入限度額)

第17条 利用者の車券の購入限度額は、次のとおりとする。

(1) 利用日における1回目の車券の購入に係る購入限度額は、当該車券の購入直前までに管理サーバに記録されている購入予定金額とする。

(2) 利用日における2回目以降の車券の購入に係る1回の購入限度額は、管理サーバに記録されている車券の購入限度額から、直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券の購入直前までに確定した払戻金及び返還金の合計額を加え、利用者が所定の方法により精算した金額を減じ、利用者が新たに購入予定金額として前条第1項の規定により管理サーバに記録した額を加えた額とする。

(車券購入の方法)

第18条 在席投票に係る車券の購入の方法は、市長が別に定め、あらかじめ利用者に通知するものとする。在席投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

(投票の成立)

第19条 在席投票は、在席投票端末機での投票において表示される確認画面で、利用者の意思が確認され、かつ、所定の条件を満たした投票が管理サーバに記録されたときに成立するものとする。

(投票の取消し及び変更)

第20条 投票の成立後は、利用者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号、選手番号(連勝単式勝者投票法、連勝複式勝者投票法及び重勝式勝者投票法にあつては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(車券等の受領)

第21条 発売した車券並びに払戻金及び返還金は、市長が利用者に代わって利用日に限り受領するものとする。

(代理人による購入等の禁止)

第22条 車券の購入の申込みは、利用者が自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を受けて行ってはならない。

(受付の拒否)

第23条 市長は、車券の購入の申込みについて疑義があるときその他これを受けることが不適當であると認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第24条 車券の発売金の収納は、在席投票に係る車券の発売日（以下「当該日」という。）に、管理サーバに記録された購入予定金額から収納することにより行う。

(払戻金又は返還金の精算)

第25条 第21条の規定により市長が利用者に代わって受領した払戻金又は返還金は、購入予定金額から車券の購入金額を差し引き払戻金又は返還金を加えた額を所定の方法により当該日において精算するものとする。

第4章 雑則

(車券の閲覧)

第26条 第21条の規定により市長が利用者に代わって受領した車券について、利用者は、当該競走が実施された日から60日以内に限り、閲覧できるものとし、市長は当該利用者が閲覧を請求した場合は、当該車券を閲覧させるものとする。

(異議の申立て)

第27条 利用者は、当該利用者が行った在席投票による車券の購入に関し、当該競走が実施された日から60日以内に、市長に対して異議を申し立てることができる。

(投票履歴の保存)

第28条 市長は、第11条の規定により作成した投票履歴を、当該競走が実施された日から60日間保存するものとする。ただし、前条の異議申立て等に係る投票履歴は、必要な期間保存するものとする。

(雑則)

第29条 この規則に定めるもののほか、在席投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年6月2日から施行する。

(静岡市自転車競走実施規則の一部改正)

- 2 静岡市自転車競走実施規則（平成15年静岡市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第73条第3項中「電話投票」を「静岡市自転車競走電話投票実施規則（平成15年静岡市規則第63号）第1条に規定する電話投票及び静岡市自転車競走在席投票実施規則（平成29年静岡市規則第44号）第1条に規定する在席投票（以下「在席投票」という。）」に改める。

第83条の見出しを「(電話による勝者投票及び在席投票に係る車券購入方法等の特例)」に改め、同条中「勝者投票」の次に「及び在席投票」を加え、「静岡市自転車競走電話投票実施規則(平成15年静岡市規則第63号)」を「それぞれ静岡市自転車競走電話投票実施規則及び静岡市自転車競走在席投票実施規則」に改める。

静岡市規則第53号

静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年6月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則

静岡市広報及び広聴に関する規則（平成15年静岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「を補佐する」を「の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第54号

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年6月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員互助会規則の一部を改正する規則

静岡市職員互助会規則（平成15年静岡市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第23号

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年5月19日

静岡市教育委員会

教育長 池谷 眞樹

静岡市学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

静岡市学校運営協議会に関する規則（平成28年静岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の5第8項」を「第47条の6第10項」に改める。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 静岡市教育委員会は、法第47条の6第1項の規定に基づき、静岡市立の学校に協議会を置く。

2 前項の規定により協議会を置く学校は、教育長が定める。

3 教育長は、前項の規定により協議会を置く学校を定めようとするときは、当該協議会に係る法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長並びに対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び対象学校の所在する地域の住民の意見を聴くものとする。

4 教育長は、協議会を置いたときは、その旨を対象学校に対して通知するものとする。

第3条を削る。

第4条第1項中「第47条の5第3項の規定により、教育課程の編成のほか協議会の承認を受けなければならない事項として教育委員会規則で定めるもの」を「第47条の6第4項に規定する教育委員会規則で定める事項」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）」を「対象学校」に、「第47条の5第3項」を「第47条の6第4項」に改め、同条を第3条とする。

第5条第2項を次のように改め、同条を第4条とする。

2 法第47条の6第2項第4号に規定する教育委員会が必要と認める者は、対象学校の教職員その他教育長が必要があると認める者とする。

第6条第2項第3号中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第5条とする。

第7条第3項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。

第12条第1項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「教育長」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第11条とする。

第13条を削る。

第14条第1項中「教育委員会」を「教育長」に改め、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第15条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を削り、同条を第13条とする。

第16条中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「教育委員会が」を削り、同条を第15条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第466号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

| | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 静岡市安倍川駅西口自転車駐車場使用料 の徴収事務 | 鈴与セキュリティサービス株式会社静岡支店支店長 |
|-----------------------------|-------------------------|

を

」

「

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| 静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場使用料の徴収事務 | 鈴与セキュリティサービス株式会社静岡支店取締役支店長 |
|--------------------------|----------------------------|

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

静岡市告示第513号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

| | |
|-----------------------------|------------------|
| 静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ使用料 の徴収事務 | 一般財団法人静岡市環境公社理事長 |
|-----------------------------|------------------|

を

」

「

| | |
|-----------------------------|------------------|
| 静岡市西ケ谷資源循環体験プラザ使用料 の徴収事務 | 一般財団法人静岡市環境公社理事長 |
| 大浜公園のウォータースライダー使用料 の徴収事務 | 株式会社セリオ代表取締役社長 |

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成29年6月20日から施行する。